

生活習慣病管理料に関するご案内

当院は、生活習慣病管理料 (I) ・ (II) を
算定しています

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年(2024年)6月1日に
診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患療養管理料』を廃止し
個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う

『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、令和6年(2024年)6月1日から厚労省の指針通り、高血圧・脂質異常症
糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は
『生活習慣病管理料』へと移行しております。

それにより、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する
具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ

署名(サイン)を頂く必要がありますので、何卒ご協力の程、よろしく願いいたします。

また、当院では患者様の状態に応じ

・28日以上 of 長期の処方を行うこと

・リフィル処方せんを発行すること

のいずれも対応可能です。尚、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは
病状に応じて担当医が判断いたします。

医療法人こがねまるクリニック 院長